

## 岐阜県外国籍の子どもの進学支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、外国籍の子ども（親が外国出身者である子どもを含む。以下同じ。）の就学及び進学の支援体制の充実を図るため、県内に事務所を有する公益法人、特定非営利活動法人及び知事が別に定める民間団体（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助対象事業の着手時期)

第5条 補助事業者は、原則として補助金の交付決定のあった日(以下「交付決定日」という。)以後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。ただし、知事が、補助対象事業の遂行上やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項のただし書の規定により、交付決定日前に補助対象事業に着手しようとする補助事業者は、事前着手届(別記第2号様式)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、規則第6条第2号から第4号までに掲げる条件のほか、次の条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
- (2) 知事は、前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。
- 2 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 補助対象事業に要する経費の20パーセント未満の減額
  - (2) 補助金の目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさないもの
- 3 規則第6条第2号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 規則第6条第2号の承認 補助対象事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
  - (2) 規則第6条第3号の承認 補助対象事業中止・廃止承認申請書(別記第4号様式)
- 4 規則第6条第4号又は本条第1項第1号の規定による報告をする場合の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 規則第6条第4号の規定による報告 補助対象事業遅延等報告書(別記第5号様式)
  - (2) 第1項第1号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第6号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げをする場合は、別記第7号様式による補助金交付申請取下

書を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し状況報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに別記第8号様式による補助対象事業状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第9号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して25日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前項の規定にかかわらず、実績報告書の提出期限について、別に知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた提出期限によることができる。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助対象事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第10号様式（概算払の場合にあっては、別記第11号様式）による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿の保存期間)

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(補助対象事業の表示)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により作成した資料等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

3 第1項の規定による表示に係る表示方法及び表示場所は、次に掲げるとおりと

する。

(1) 表示方法 チラシ、パンフレット、広報誌等への掲載等

(2) 表示場所 紙面の許す範囲で見やすい場所

4 前項の表示方法及び表示場所の標準的な例は、別表2のとおりとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 第5条の規定に関わらず、平成29年4月末までに補助金の交付の申請があった補助対象事業については、平成29年4月1日から着手することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する（平成30年2月7日施行）。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する（平成30年4月1日施行）。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>① 外国籍の子どもの就学及び進学への支援（日本語指導、教科指導、受験準備など）等を行う事業</p> <p>② 外国籍の子どもの進路に関する相談、指導等を行う事業</p> <p>※ 原則として、義務教育の就学年齢を超えた外国籍の子どもの対象に行う事業とする。また、①の事業として、就学及び進学への支援教室を実施する場合は、原則として、5人以上の在籍がある教室を対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記事業の実施に必要な諸謝金、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、会議費、保険料、役務費及び委託費とする。</li> <li>・ 各費目の取扱いは、別に定める。</li> </ul> <p>※ 備品に類する物品の購入に係る経費は、対象外とする。</p> <p>※ 会議費としての飲食に係る経費は、会議開催のために最小限必要なもののみ対象とする。交流会、懇親会などにおける飲食に係る経費は、対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費（授業料など補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象経費から収入を差し引いた額）の10/10を上限として、予算の範囲内で知事が定める。</li> <li>・ 補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>

別表2（第13条関係）

表示場所	表示内容
<p data-bbox="204 488 646 517">チラシ、パンフレット、広報誌等</p> <div data-bbox="288 577 691 913" style="border: 1px solid black; width: 252px; height: 150px; margin: 10px auto;"><div data-bbox="539 846 675 902" style="border: 1px solid black; width: 85px; height: 25px; text-align: center; margin: 10px auto;">表 示</div></div>	<p data-bbox="815 488 1385 566">この〇〇は、岐阜県からの補助金を受けています。</p> <p data-bbox="1106 584 1278 613" style="text-align: right;">〇年〇月〇日</p> <p data-bbox="1106 631 1193 660" style="text-align: right;">団体名</p>